

見本

〇〇〇〇会規約（会則）

（名称及び事務所）

第1条 この会は、「〇〇〇〇会」と称し、事務所（連絡場所）を新宿区〇〇〇（町名。【例】西新宿）〇丁目〇番〇号〇〇方におく。

（目的）

第2条 この会は、主として〇〇〇【例】西新宿地区における〇〇〇〇（会の目的、趣旨等の文言）を通じて、会員相互の親睦及び会の向上発展を期することを目的とする。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 〇〇〇〇〇 | } (具体的な事業) |
| (2) 〇〇〇〇〇 | |
| (3) 〇〇〇〇〇 | |

（会員）

第4条 この会は、第2条の目的に賛同するものであって、かつ、前条の事業に参加できる者をもって構成する。

- 2 この会に入会又は退会を希望する者は、書面をもって会長に届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。

（役員）

第5条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 〇名 |
| (3) 監事 | 若干名（〇名） |
| (4) 会計監事 | 〇名 |

- 2 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。

この場合において、副会長が〇名あるときは、あらかじめ会長の指定した順位により副会長が会長の職務を代行する。（後段の規程は、副会長が2名以上の場合）

- 4 監事は、総務、会計、集会、記録、〇〇等の会務を分担する。

- 5 会計監事は、会計を監査する。

- 6 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計)

第6条 この会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、会員1名につき月額（年額）〇〇円とし、〇ヶ月毎に（毎年）一括納入（前納）するものとする。
- 3 会計年度は、平成〇〇年〇月1日から翌年〇月末日までとする。

(会議)

第7条 会長は、この会を運営するため、次の会議を招集する。

- (1) 総会 毎会計年度1回以上
- (2) 役員会 随時

2 総会又は役員会は、会員又は役員の〇分の〇以上（過半数）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

3 次に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支決算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選出
- (4) 規約（会則）の改正

(補則)

第8条 この規約（会則）に定めがない事項については、会長が役員会に諮って決する。

附則

(施行期日)

1 この規約（会則）は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 この規約（会則）の施行の際における役員及び会員は、別記のとおりとする。